

○袋井市部活動地域展開推進協議会設置要綱

令和5年3月31日
教育委員会告示第89号

(設置)

第1条 袋井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、袋井市立中学校における部活動の地域展開に係る取組について協議するため、袋井市部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域展開に係る実施方針に関すること。
- (2) 部活動の地域展開に係る実施方策等の協議に関すること。
- (3) 部活動の地域展開に係る実施方策等の進捗管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部活動の地域展開を適切に実施するために必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ活動関係者
- (3) 文化芸術活動関係者
- (4) 市内小中学校のPTA代表者
- (5) 市内小中学校の学校運営協議会代表者
- (6) 袋井市立小中学校長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。ただし、会長が未決定の場合は、教育委員会がこれを招集することができる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。